第５０回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成24年12月26日（水）10:00～12:00
場所　第２水産ビル　３階　３Ｇ会議室

１　開　　会

２　議　　事

（１）分野別審議について（観光振興分野）

（２）道民アイデア（新規分）の第１次整理について〈農業振興分野〉

（３）その他

３　閉　　会

【配付資料】

資料１　　道民アイデア（新規分）等の審議状況
資料２－１　道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表（特区提案として検討すべきもの　～観光振興分野）
資料２－２　分野別審議資料（観光振興分野）
資料３　　道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表（農業振興分野）
資料４　　移譲済み４事務関連項目等に係る提案検討事項について

参考資料１　農業委員会が定めた別段面積一覧表
参考資料２　北海道有機農業推進計画の概要
参考資料３　全国の高等専門学校数及び道内の高等専門学校の概要等
参考資料４　道州制特別区域基本方針に基づく計画期間満了時の評価
参考資料５　北海道道州制特別区域計画（更新）の素案に係るパブリックコメントによる意見募集結果（抜粋）
参考資料６　北海道道州制特別区域計画（平成19年度～平成27年度）（抜粋）

第５０回北海道道州制特区提案検討委員会出席者名簿

【委　　員】　　（敬称略）

氏　　名	現　　職	備 考
井上久志（いのうえ ひさし）	北海道大学名誉教授	会　　長
河西邦人（かわにし くにひと）	札幌学院大学経営学部教授	副 会 長
太田明子（おおた あきこ）	太田明子ビジネス工房代表	
菊池貞雄（きくち さだお）	北海道バイオマスリサーチ株式会社代表取締役	
近藤和江（こんどう かずえ）	前北海道保育士会会長	
竹田恒規（たけだ つねのり）	北星学園大学経済学部専任講師	欠席
湯浅優子（ゆあさ ゆうこ）	農業・ファームイン経営	欠席

【事　務　局】

氏　　名	役　　職
渡辺明彦	北海道総合政策部地域主権局広域連携担当局長
阿部清明	北海道総合政策部地域主権局参事
薬袋浩之	北海道総合政策部地域主権局主幹
久々江秀範	北海道総合政策部地域主権局主査
武藤健	北海道総合政策部地域主権局主任

資料 1

道民アイデア（新規分）等の審議状況

大分類		中分類〈小分類〉	No.	整理番号	提案事項	47回	48回	49回	50回
環境・農林水産・経済振興	環境保全	環境保全〈自然環境保全〉	359	4501 F	有害鳥獣駆除に係る銃の取扱規制の緩和	一次整理済			
			360	2501 F	捕獲実績のあるハンターに係る猟銃の所持許可の更新時における技能講習の免除				
			361	2502 F	森林管理局職員等によるエゾシカ駆除				
		環境保全〈バイオ燃料〉	362	2503 F	バイオエタノール原料の買い取りに係る支援措置				
		環境保全〈環境保全〉	363	1501 F	全国一律の基準見直しによる学校のエコ改修				
	農林水産業の振興	農業の振興〈就農促進〉	364	3501 B	農地の権利移動に係る土地規模の制限の緩和				審議
			365	3502 B	無農薬による就農を促進する制度の創設				
		農業の振興〈農業生産力の向上〉	366	2504 B	農業高等専門学校の設置認可権限の移譲				
		農業の振興〈その他〉	367	3503 B	口蹄疫対策としてのトランスファーファクター（免疫情報伝達物質）の活用				
		水産業の振興	368	1502 B	水産業における広域的資源増大対策				
			369	1503 B	有害生物（海獣等）対策				
			370	1504 B	指定漁業の一元管理				
	経済振興対策	観光振興〈観光客誘致〉	371	1505 D	ホテルや飲食店の調理師の格付け			一時整理済	
			372	1506 D	農業体験旅行のモデル地域の確立				
			373	1507 D	カジノの自由化				
			374	1508 D	カジノの設置				
		観光振興〈観光業振興〉	375	4502 D	第3種旅行業者の登録要件等の緩和			分野別	○
			376	3504 D	広域観光圏の指定権限の移譲				○
		商業の振興〈中心市街地活性化〉	377	2505 D	まちづくり会社による不動産証券化の設定条件の緩和				
			378	2506 D	特定目的会社に対するパススルー課税の適用				
			379	2507 D	道路の使用許可に係る手続きの簡素化				
		地域産業育成	380	3505 D	農商工などの系統団体の統合				
			381	3506 D	産業振興支援策の道への移譲				
		その他〈物流・人材移動の活性化〉	382	1509 D	自動車最高速度の緩和				
			383	1510 D	自動車最高速度の緩和				
			384	2508 D	自動車最高速度の緩和				
		その他〈その他〉	385	3507 D	屋根の暖房システムの導入				
地域医療対策		医療従事者の地域偏在是正〈麻酔科医の確保〉	386	4503 A	麻酔科医の確保対策				
		その他〈その他〉	387	4504 A	看護師による抗インフルエンザウイルス薬の配布の弾力化				
			388	4505 A	看護師による各種ワクチン接種の弾力化				
			389	4506 A	メディカルクラーク（医療事務作業補助者）の配置				
			390	3508 A	救急搬送体制の整備				
福祉・子育て・教育	福祉	福祉〈福祉〉	391	3509 J	民生委員及び児童委員の委嘱権限の移譲				
	子育て	子育て支援〈子育て支援〉	392	1511 G	保育所床面積の基準に係る条例の制定				
	教育・学校	教育・学校〈教育・学校〉	393	1512 I	小中学校における中国語授業の導入				
			394	1513 I	小中学校における授業時間の増加				
			395	3510 I	小中一貫教育の実施				
地域振興対策		地域活性化〈地域交通〉	396	2509 H	自治体内を運行区域とする乗合タクシー等の許可権限の移譲				
		地域活性化〈独自基準の設定〉	397	3511 H	高層木造建築物の性能評価に係る認定権限の移譲				
		地域活性化〈その他〉	398	2510 H	地域資源と健康づくりを連携するシステムの構築				
			399	1514 H	税制優遇による人口の増加と観光の活性化				
		地域防災対策〈地域防災対策〉	400	4507 H	コミュニティ放送の放送区域の拡大				
		地方自治の強化〈住民自治の強化〉	401	1514 H	北海道議会議員選挙における選挙区の設定権限の移譲				
		地方自治の強化〈自治体財政・会計の改善〉	402	4508 H	地方公共団体の債権回収の一元化				
			403	2511 H	広域連合への課税権の付与				
		地方自治の強化〈その他〉	404	4509 H	コンビニエンスストアにおける各種届出等の取次				

※上記については提案期間：平成21年4月～平成24年3月

区分	審議事項	47回	48回	49回	50回
庁内提案継続案件	「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設	一旦終了			
分野別審議	バイオマス関連	○	○	○	

資料２－１

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

<table>
<tr><th rowspan="2">中分類
〈小分類〉</th><th rowspan="2">細分類</th><th rowspan="2">概　　要</th><th rowspan="2">事実関係等の整理</th><th rowspan="2">実現するために
考えられる手法</th><th rowspan="2">実現した場合に考えられる
メリット・デメリット</th><th rowspan="2">関係
部課</th><th colspan="2">対 応 方 向</th></tr>
<tr><th>分野別
審議へ</th><th>１次
整理</th></tr>
<tr><td rowspan="3">観光振興
〈観光業
振興〉</td><td rowspan="3">4502D
第３種旅行業
者の登録要件
等の緩和</td><td rowspan="3">第３種旅行業者の登録にあたっては、営業保証金として３００万円が必要であるが、ＮＰＯや小規模な観光協会などにとっては大きなハードルとなっていることから当該要件を緩和する。
また、第３種旅行業者は、募集型企画旅行を実施できる区域が限定されており、広域観光ルート等を活用した旅行を企画できないので、当該要件を緩和する。</td><td rowspan="2">（営業保証金の要件緩和）
○旅行業法では、①報酬を得て、②旅行業務（運送・宿泊サービスの代理・媒介等をすること）を取り扱い、③事業として行う者は、観光庁長官(H20.10～)又は都道府県知事の登録を受けなければならないと定められている。

○旅行業の登録を受けるには、①営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格者を選任し、②一定の財産的基礎を有することが必要、また、旅行者（消費者）の保護のため、登録後に一定額の営業保証金の供託又は旅行業協会への加入・分担金（保証金の1/5）の納付が義務付けられている。

○旅行業者（募集・販売・媒介等）
<table><tr><th>種別</th><th>登録先</th><th>業務範囲</th></tr><tr><td>第１種</td><td>国</td><td>全ての旅行業務が可能</td></tr><tr><td>第２種</td><td>都道府県</td><td>海外募集型企画旅行はできない</td></tr><tr><td>第３種</td><td>都道府県</td><td>海外募集型企画旅行はできない
国内募集型企画旅行はできない</td></tr></table>※なお、Ｈ１９年５月の法改正により、第３種旅行業者について、一つの企画旅行ごとに自らの営業所の存ずる市町村及び隣接する市町村の区域内において実施される募集型企画旅行は取扱い可能となっている。

○旅行業者に必要な財産的基礎（基準資産額）
第１種；3,000万円、第２種；700万円、第３種；300万円

○新規に登録した際に法務局に供託する営業保証金（最低額）
第１種；7,000万円、第２種；1,100万円、第３種；300万円
（年間の取引の額によって異なる。）

【関係法令】
■旅行業法
第３条　旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。
第７条　旅行業者は、営業保証金を供託しなければならない。
第８条　旅行業者が供託すべき営業保証金の額は、（中略）業務の範囲の別ごとに、旅行業務に関する旅行者との取引の実情及び旅行業務に関する取引における旅行者の保護の必要性を考慮して国土交通省令で定めるところにより算定した額とする。

■旅行業法施行規則
第１条　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。）第三条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録（以下「新規登録」という。）又は法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録（以下「更</td><td>○旅行業法の改正</td><td>【メリット】
○旅行業への参入促進が図られる。

【デメリット】
○旅行業法は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者の保護が損なわれるおそれがある。</td><td>経）
観光局</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">１次で整理する理由等</td></tr>
<tr><td colspan="2">④
過去の類似提案において、検討が一旦終了しているため。</td></tr>
</table>

第３６回、第３７回提案検討委員会において、過去の類似提案「地域独自のツアーを組み、募集し、集金することを合法的にできるようにする」（1426D）に関して、以下のとおり検討を行った。

（第３６回提案検討委員会における分野別審議）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　旅行業の資格要件を道独自に緩和して、何か問題が発生したら北海道観光全体のイメージが傷つく。むしろ資格を厳しくした方が北海道観光のブランド化につながる。 ○　旅行業の資格要件は経済的基盤で定められているが、小規模なものであれば要件緩和してもよいのではないか。 ○　旅行業務の専門家である旅行業者と、地域の宿泊業者などが連携していくべきであり、誰でも旅行業務ができるようになる必要はないのではないか。	○　意見が分かれたことから、本件提案の取り扱いについては、次回（第３７回）委員会において決定することとする。

（第３７回提案検討委員会における分野別審議）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　旅行業の資格要件である経済的基盤は、消費者保護のための保証に見合うように設定しており、そこを緩和すると弁済ができなくなるという問題が発生する。 ○　旅行業法の規制緩和によって地域独自の取組が広がっていけるのか、もう少し効果を見極めてから検討すべき。	○　本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととするが、関連情報の収集は引き続き行っていく。

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
							分野別審議へ	１次整理
			新登録」という。）の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録（更新登録）申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了の日の二月前までに提出するものとする。 一　業務の範囲が次条に規定する第一種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者　観光庁長官 二　業務の範囲が次条に規定する第二種旅行業務又は第三種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者　主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事 三　旅行業者代理業の新規登録の申請をしようとする者　主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事					
			（第３種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の緩和） 〇国は、観光による地域振興を進めるためには、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行業者による旅行商品の創出を促進することが必要との考えから、第３種旅行業者が一定の条件下で募集型企画旅行を実施できるよう規制緩和を段階的に実施。 ▶　H19.5 ～第３種旅行業者も、以下の要件を満たす企画旅行の造成・実施が可能となった。 ⑴ 催行区域の限定 ・営業所の存する市町村及び隣接市町村 ・<u>国土交通大臣の定める区域内（離島地域）</u> ⑵ 旅行代金の当日払い ・申込金（20%以内）を除き、旅行開始日より前の旅行代金の収受を行わないもの ▶　H21.3 ～催行区域について、離島地域のほか、一定の要件を満たす半島地域を追加 【関係法令】 ■旅行業法施行規則 第１条の二　法第四条第一項第四号 の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。 一～二（略） 三　第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち<u>企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域内において実施されるもの</u>であつて、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価（当該対価の額の二〇%に相当する金額を超えない範囲内で収受することができる申込金を除く。）は旅行開始日以降に収受するものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）	〇道州制特区推進法に基づき、旅行業法施行規則の特例を設ける省令を制定し、観光庁長官の区域設定権限を道知事に移譲する。	【メリット】 〇道が地域事情に即した区域を設定することにより、地域独自のきめ細やかな旅行商品の企画・販売が容易となる。 〇地域を熟知した中小旅行業者等による多様な着地型観光メニューの提供が可能となり、滞在型観光の促進が図られる。 【デメリット】 〇旅行業法は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者の保護が損なわれるおそれがある。		分野別審議へ 〇	１次整理

＜過去の類似提案＞　※H22.4.26 第36回提案検討委員会　→　一旦終了

<table>
<tr><th>中分類
〈小分類〉</th><th>細分類</th><th>概　　要</th><th>事実関係等の整理</th><th>実現するために
考えられる手法</th><th>実現した場合に考えられる
メリット・デメリット</th><th>関係
部課</th><th>個票
番号</th></tr>
<tr>
<td>観光振興
〈観光客誘致〉</td>
<td>地域観光の振興</td>
<td>自然や観光資源の小さな地域で旅行業登録をせずに旅程のあるツアーを組んで募集行為をすると、旅行業法違反となることから、地域が独自にツアーを組み、募集し、集金することを合法的にできるようにする。
また、レンタカーのマイクロバスを使用しての旅客運送ができるようにする。</td>
<td>（地域独自のツアー）
・旅行業法では、①報酬を得て、②旅行業務（運送・宿泊サービスの代理・媒介等をすること）を取り扱い、③事業として行う者は、観光庁長官（H20.10～）又は都道府県知事の登録を受けなければならないとされている。
・旅行業の登録を受けるには、①営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格者を選任し、②一定の財産的基礎を有することが必要。
また、旅行者（消費者）の保護のため、登録後に一定額の営業保証金の供託又は旅行業協会への分担金の納付が義務付けられている。
○　旅行業者（募集・販売・媒介等）
<table>
<tr><th>種　別</th><th>登録先</th><th>発　行　業　務</th></tr>
<tr><td>第１種</td><td>国</td><td>全ての旅行業務が可能</td></tr>
<tr><td>第２種</td><td>都道府県</td><td>海外募集型企画旅行はできない</td></tr>
<tr><td>第３種</td><td>都道府県</td><td>海外募集型企画旅行はできない
国内募集型企画旅行はできない</td></tr>
</table>
※なお、Ｈ１９年５月の法改正により、第３種旅行業者について、一つの企画旅行ごとに自らの営業所の存ずる市町村及び隣接する市町村の区域内において実施される募集型企画旅行は取扱い可能となっている。
○　旅行業者に必要な財産的基礎（基準資産額）
第１種；3,000 万円、第２種；700 万円、第３種；300 万円
○　新規に登録した際に法務局に供託する営業保証金（最低額）
第１種；7,000 万円、第２種；1,100 万円、第３種；300 万円
（年間の取引の額によって異なる。）

（レンタカーによる旅客運送）
有償で旅客の運送を行う場合、道路運送法第４条に基づき国土交通大臣から一般旅客運送自動車運送業の許可を受けなければならない。
レンタカーを含めて、事業用自動車以外の自動車での有償旅客運送は認められていない。</td>
<td>旅行業法の改正</td>
<td>【メリット】
・地域独自のきめ細かな旅行商品の企画・販売が容易となる。

【デメリット】
・旅行業法は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者の保護が損なわれるおそれがある。</td>
<td>経）
観光局</td>
<td>1426D</td>
</tr>
</table>

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向 分野別審議へ	対応方向 １次整理
観光振興 〈観光業振興〉	3504D 広域観光圏の指定権限の移譲	観光の振興は、地域の事情をよく理解している道が総合的に行うことが重要であり、現在、国（国土交通省観光庁）が指定している広域観光圏の指定権限と指定に伴う財政支援措置について、道に移譲することを求める。	○国は「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（観光圏整備法）に基づき、観光地が連携して２泊３日以上の滞在可能な「観光圏」を形成する取組を総合的に支援している。 ○観光圏整備法の概要 基本方針（第３条） 主務大臣（国交大臣・農林水産大臣）が策定 ↓ 協　議　会　（第５条） 市町村－都道府県－観光事業者－農林水産業者－商工業者 ↓ 観光圏整備計画（第４条） 観光圏の整備による観光客の来訪・滞在促進を総合的かつ一体的に図るための計画（区域内の市町村又は都道府県が作成） ↓ 観光圏整備実施計画（第７条） 観光圏整備計画に即して観光圏整備事業を実施するための計画 （観光圏整備事業を実施する事業者が共同して作成） ↓ 認定申請（第８条第１項） 観光圏整備実施計画を事業者が共同で国土交通大臣に認定申請 ↓ 大 臣 認 定（第８条第３項） 申請は任意だが、認定を受けると国の総合的支援が受けられる ↓ 国による総合的支援 大臣認定による特例措置 ◇各種法律の特例適用 ・宿泊施設が実施する旅行業者代理業に係る旅行業法の特例 ・道路運送法、海上運送法等の手続き緩和の特例　等 予算措置等 ◇補助制度の適用 ◇税制優遇措置 ◇財政投融資 等 ソフト・ハードの連携 ◇社会資本整備事業及び公共交通支援における配慮 ○平成２４年４月１日現在、全国で４９地域が国土交通大臣の観光圏認定を受けており、うち本道では、６地域（富良野・美瑛広域観光圏、知床観光圏、さっぽろ広域観光圏、はこだて観光圏、釧路湿原・阿寒・摩周観光圏、登別	○道州制特区推進法を改正し、観光圏整備法の特例を設け、国土交通大臣の認定権限等を道知事へ移譲する。	【メリット】 ○広域観光圏の認定申請を行う道内の各地域にとって、身近な道に認定権限が移譲された方が、手続き等の負担の軽減が期待できる。 ○広域的な観光地が連携した滞在型観光の促進は、道の観光行政においても重要な政策であり、既に道単独で支援事業にも取り組んでいることから、道内の観光事情に精通する道自らが国からの権限・財源等の移譲を受けることで、一元的かつ主体的に北海道観光の振興を推し進めることができる。 【デメリット】 ○道州の枠を超えた観光圏の取組については、国と道との間で調整が必要となる。	経） 観光局	○	
							１次で整理する理由等	

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向 分野別審議へ	対応方向 １次整理
			洞爺広域観光圏）が認定を受けている。 ○道（経済部観光局）では、複数の市町村を含む広域的な観光地が連携した魅力ある観光地づくりに向けた受入体制整備を支援している。(H24：広域観光促進地域支援事業費） ○なお、平成22年12月28日の閣議決定「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」において、「複数の都道府県にまたがる事務・権限を含めて、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する事務・権限及び個々の地方自治体の発意による選択的実施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断する事務・権限（「自己仕分け」結果において「Ａ－ｂ」又は「Ｂ」とされたもの等）については、構造改革特区制度等などにより選択的・試行的に移譲を進める」こととされているが、国土交通省の自己仕分けにより、一の都道府県内の観光圏整備実施計画の認定権限（観光圏整備法第８条第３項）については、原則、希望する都道府県への移譲を図る（自己仕分け結果：Ａ－ｂ－①）ものと整理されている。 ＊参考：自己仕分けの区分 Ａ：地方自治体へ移譲するもの ｂ：個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの ①：現行の行政区域を前提とするもの 【関係法令】 ■観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 第３条　主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。 第４条　市町村又は都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るための計画（以下「観光圏整備計画」という。）を作成することができる。 第５条　観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県は、観光圏整備計画の作成に関する協議及び観光圏整備計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。 第７条　第四条第一項の規定により観光圏整備計画が作成されたときは、観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、当該観光圏整備計画に即して観光圏整備事業を実施するための計画（以下「観光圏整備実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該観光圏整備事業を実施するものとする。 第８条　観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、国土交通大臣に対し、観光圏整備実施計画が観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を適切かつ確実に図るために適当なものである旨の認定を申請すること					

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応方向 分野別 審議へ	対応方向 １次 整理
			ができる。 ２　前項の規定による認定の申請は、関係する市町村又は都道府県を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村又は都道府県は、当該観光圏整備実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。 ３　国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その観光圏整備実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一　観光圏整備実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。 二　観光圏整備実施計画に定める事項が観光圏整備事業を確実に遂行するため適切なものであること。 三　観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、滞在促進地区において実施するものについては、当該観光圏における観光旅客の滞在を促進するため有効なものであること。 ■観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針 五　関連する観光の振興に関する施策との連携に関する基本的な事項 ２　国における施策の連携及び支援の方針 （１）　基本的な考え方 観光圏の整備にあたっては、国土交通省のみならず、農林水産省等の関係省庁とも連携することで、国による総合的な支援を図ることが重要である。このため、国土交通大臣による認定を受けた観光圏整備実施計画に基づく地域の取組に対しては、国土交通省における観光圏整備事業費補助等による支援を行うとともに、個々の地域の計画内容に応じて、関係省庁とも連携して支援を図るよう努めるものとする。					

資料２－２

分野別審議資料（観光振興分野）

□道州制特区提案に係る道内観光関係団体等の意見等について　・・・・・・・・　Ｐ１

□第３種旅行業者の業務範囲の拡大　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２

□観光圏イメージ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３

□観光圏整備実施計画（４９地域）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ４

□観光圏整備のための支援制度一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ５

□観光地域づくりプラットフォーム支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ６

□平成２５年度予算概算要求の概要（観光地域ブランド確立支援事業）　・・・　Ｐ７

□旅行業法施行規則の一部改正について（地域限定旅行業の創設など）　・・・　Ｐ８

道州制特区提案に係る道内観光関係団体等の意見等について

種　　別	道州制特区提案に係る意見等照会・回答の概要			
	（1）観光圏の認定権限の移譲			（2）第３種旅行業者の業務範囲の拡大
	①観光圏認定の権限が道に移譲されることによって、本道の観光にどのようなメリットがあるものと考えられるか？	②観光圏認定の権限が道に移譲されることによって、本道の観光に何か重大なデメリットが生じることは考えられるか？	③現時点では、道への認定権限移譲の是非について、どのように考えるか？	国から道への権限移譲による第３種旅行業者の業務範囲拡大の是非について、現時点では、どのように考えるか？
観光団体 （ﾋｱﾘﾝｸﾞ 難：1 団体）	○国の出先〔道運輸局〕が札幌にあるので、**申請者の負担は変わらない** ○各振興局で手続きが可能になれば、申請者のメリットになるといった程度	○**重大なデメリットというのはないが、財政支援の財源まで道に移譲されるか不安** ○道への権限移譲によって**国とのつながり**（各種手続きのノウハウや財政支援等）**が切れてしまわないか不安**	○**権限移譲の是非について何とも言えない** ○道内６観光圏の協議会事務局を所管する市町・観光協会に直接聞いてもらいたい	○**当団体が直接タッチできる内容ではない** ○印象としては、第２種から事業圧迫だとする意見があると思われる反面、旅行者の選択肢が増えるとも言える ○他業種から副業として第３種旅行業を登録しているケースも多く、旅行業専門の事業者とは質が違うので、様々な意見があるだろう
旅行業関係団体 （ﾋｱﾘﾝｸﾞ 難：2 団体）	―	―	○観光圏認定のメリットは、**補助金（観光地域づくりプラットフォーム支援事業）くらい、これが確保されるのであれば、知事権限でも良い**	○**第３種の業務エリアを拡大すれば、消費者保護等の面で、その分のリスク増大も確実** ○現行の営業保証金額で責任やリスクを考えると、第３種の業務エリアは隣接市町村までが現実的 ○**提案の趣旨は、現行制度の範囲内で対応可能**（第２種との委託契約を結ぶことで、企画・実施をやってもらい、受託販売することで、エリアを拡げた旅行商品の販売が可能） ○第３種の事業者は様々であるから、**エリア拡大を望む事業者がいる反面、必要性を全く感じていない事業者もいるはず** ○第３種の業務エリアを拡大すれば、**競合する第２種から反対意見等が出ることは当然**
道内６観光圏協議会 （ﾋｱﾘﾝｸﾞ 難：3 団体 文書照会・回答：3 団体）	○**権限移譲に伴うメリットはないとの意見** ・認定申請手続きは、基本的に道運輸局〔札幌〕との関係で完結することが可能 ・地域でも運輸支局が窓口として機能しており、権限移譲に伴って振興局が身近な窓口になるといったメリットはない	○**国は平成25年度から新制度をスタートの予定**で、日本を代表するような「ブランド観光圏」を厳選し、重点的に財政支援措置の対象とする方向であることから、**財源を伴わない道への権限移譲となるおそれがあることを懸念** ○道への権限移譲によって、**観光圏以外の国の支援や配慮等が薄くなってしまうのではないかと懸念** ○実質的に**審査機能が国と道に分かれてしまい、観光圏の事務量等が増嵩してしまうのではないかと懸念**	○**道への権限移譲については否定的な意見** ・道への権限移譲によって、観光庁との関係が切れ、国の各種支援策等の優先採択や配慮等が受けられないのではないかとの懸念 ・道が　財源移譲を受けても、道内全域を平等に扱うことに主眼が置かれ、お客様目線や全国的な視点からの重点配分ができないのではないかとの懸念 ・日本の顔となる「ブランド観光地域」を支援していくという新観光圏制度の方向性と、道に認定権限を移譲することとの整合性がとれるのかといった疑義 ・移譲によるメリットが考えられないので、必要性を感じない	○本道の課題となっている**「地域経済の再生」「雇用の再生」の解決が、**地域を知り尽くした**地域住民（＝道民）が**自主的にその創意工夫によって**地域資源を最大限に活かすことで達成されることは、本道にとって権限移譲に大いなる意義があろうかと思う** （「お客様ニーズの多様化と変化〔物見遊山型→体験・交流型〕」「お客様の旅行手配の変化〔ICTの進展によるインターネット等での自己手配〕」、こうした変化への対応を図るため、地域密着型旅行業者を立ち上げ、資本的要因などから第３種旅行業登録を行い、その延長線上として、一元的窓口となる観光圏プラットフォームも立ち上げているが、業務を進める過程において、「広域周遊」ニーズへの対応が課題となっており、お客様の立場で対策を検討すると、業務範囲拡大〔全道まで区域拡大することがお客様目線において合理的〕が有効かつ高い利便性を有するものと考える） ○理想は道内全域にまで拡大だが、第２種からの強い反発があるのは必至、**現実的には観光圏内まで可能になれば良く、それにより観光圏のメリットも増える** （実際に第３種登録し、募集型企画旅行を手がけているが、観光圏内で隣接していない町との旅行が組めないことがネック、第２種との連携は手間がかかる割に利益が上がらないことから、話が進まない） ○どこまで商売になるかはともかく、**当該提案に否定的な印象はない** （例え大手と競合しても、観光圏の範囲内という限定などであれば、それほど影響はないし、第３種の自立を図るためには、業務の拡大は悪い話ではない）
	○**北海道の観光振興施策に「観光圏」がしっかりと位置づけられることで、**国家戦略との整合も図られ、効率的・効果的な観光振興が推進され、これによって、**観光による地域経済と雇用の再生が図られることも期待**される ○各振興局が認定申請の窓口になるのであれば、**札幌以外の地域での利便性は高まる**	○**デメリットはないが、**財源を伴わない権限移譲では、**観光圏側にメリットもない**	○**他に中立的な見解もあり**	○道が権限移譲を受け、**どこまで地域事情などを勘案するのか不明なことから、どちらとも言えない**（当該団体は第２種旅行業者として登録）

第3種旅行業者の業務範囲の拡大

国土交通省 観光庁

○ 観光による地域振興を進めるためには、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行業者による旅行商品の創出を促進することが必要であり、中小旅行業者が企画旅行の造成・募集を行いやすくするための規制緩和を段階的に実施。

平成19年5月12日～

第3種旅行業者も、以下の要件を満たす企画旅行の造成・実施が可能

①催行区域の限定

営業所の存する市町村及びこれに隣接する市町村の区域及び国土交通大臣（現行：観光庁長官）の定める区域内での実施

②旅行代金の当日払い

申込金（20%以内）を除き、旅行開始日より前の旅行代金の収受を行わないもの

営業保証金300万円、基準資産額300万円で参入が可能に

催行区域のイメージ

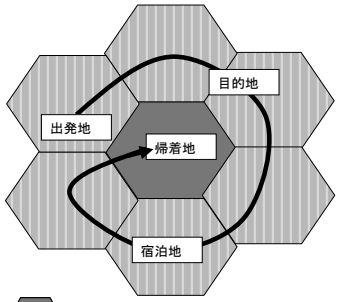

（本土と一般定期航路で結ばれる離島についての特例）

① 本土に営業所がある場合

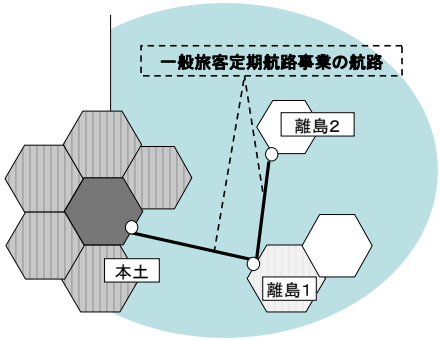

② 離島に営業所がある場合

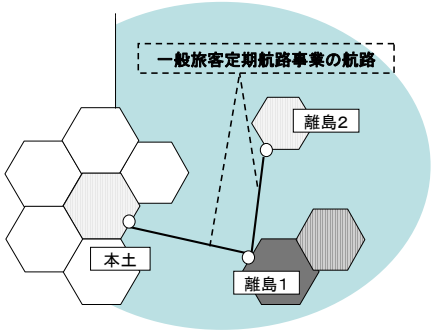

…自らの営業所の存する市町村

…自らの営業所の存する市町村に隣接する市町村

…観光庁長官の定める区域となる市町村

平成21年3月31日～

催行区域を一定の半島地域にまで拡大

（半島地域の特例）

① 半島に営業所がある場合

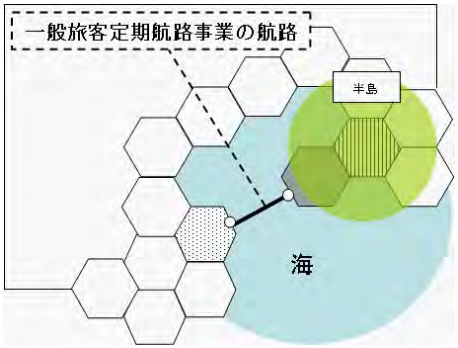

② 半島と一般定期航路で結ばれる市町村に営業所がある場合

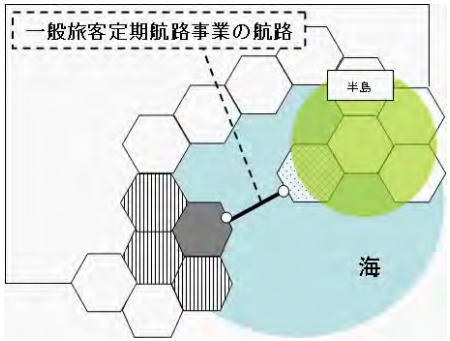

観光圏イメージ

情報提供の充実

・圏域全体を紹介する地図・パンフレット作製やホームページ立ち上げ等

宿泊の魅力向上

・連泊・圏域内転泊プランの企画立案・広報等

体験交流メニューの充実

・滞在力を高める農業体験、アウトドア等の体験メニュー開発のための専門家招請等

滞在を促進するイベントの実施

・滞在を促進する早朝・夜間の新たなイベントの企画・実施等

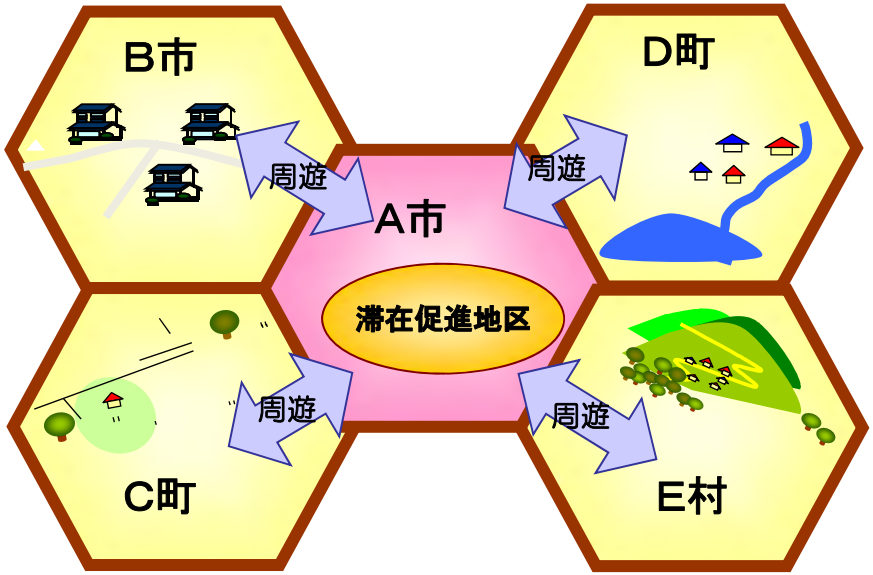

観光案内の充実

・圏域全体の情報を多言語により案内するための研修の実施等

移動の快適化・利便向上

・市町村域を超えるシャトルバスの試験運行等

歴史的建造物の改修・活用

・地域の歴史・文化を体験させるための歴史的建造物（古民家等）の改修・活用等

観光案内所の整備

・圏域全体の情報を提供する多言語対応の観光案内所の整備等

観光圏整備実施計画（49地域）

（平成24年4月1日現在）

国土交通省 観光庁

24年度認定圏域名（1地域）

23年度認定圏域名（3地域）

22年度認定圏域名（15地域）

21年度認定圏域名（14地域）

20年度認定圏域名（16地域）

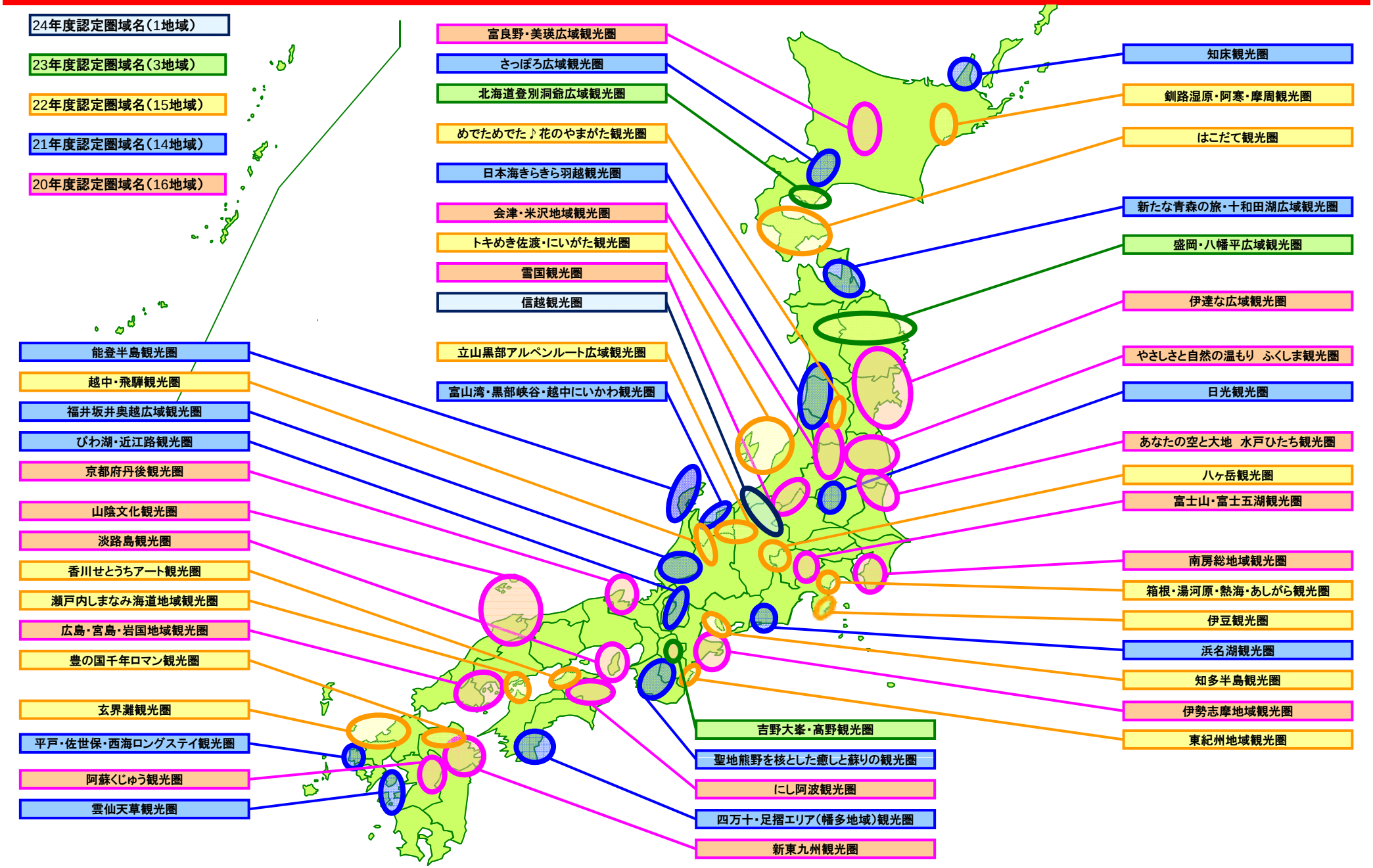

観光圏整備のための支援制度一覧

旅行業法の特例

・国土交通大臣の認定を受けた滞在促進地区内の宿泊業者（ホテル・旅館等）が、観光圏内における宿泊者の旅行について、旅行業者代理業を営むことができる（観光圏内限定旅行業者代理業）。

・上記の場合には、旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者に代えて、一定の研修を修了した者を観光圏内限定旅行業務取扱管理者として選任できる。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

・観光圏整備計画に、「地域間交流の拠点となる施設の整備等」（農山漁村交流促進事業）に関する事項が記載された場合において、当該観光圏整備計画を主務大臣（国土交通大臣・農林水産大臣）に送付したときは、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」の規定による活性化計画の提出があったものとみなして、交付金の交付が可能となる。
（交付率：1／2以内を基本とする。）

共通乗車船券

・複数の運送事業者が共同で、割引周遊切符の発行などに関する事業について記載した観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合、事業内容についてあらかじめ国土交通大臣に届け出ることにより、道路運送法や鉄道事業法など、それぞれの法律ごとに必要な届出を行ったものとみなされる。

認定観光圏案内所

・観光圏整備事業者が、認定に関する情報提供の充実に関する観光案内所の運営について記載した観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合、「認定観光圏案内所」の名称が使用可能。

国際観光ホテル整備法の特例

・国際観光ホテル整備法の登録ホテル又は登録旅館が、チェックアウト時間の変更など、宿泊旅客のサービス改善・向上に関する宿泊約款の変更を伴う観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合、国際観光ホテル整備法に基づく届出をしたものとみなされる。

道路運送法の特例

・バス事業者が、観光圏内で路線バスの運行系統ごとの運行回数を増加させる事業について記載した観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合、道路運送法上の認可等が必要であっても、国土交通大臣に遅滞なく届出を行えばよいものとする。

海上運送法の特例

・観光圏整備事業者が、旅客定員12人以下の水上バスや遊覧船等に関する事業について記載した観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合には、海上運送法上必要な届出を行ったものとみなされる。

・一般旅客定期航路事業者が、運行日程や時刻等を変更して運行回数を増加させる事業について記載した観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合には、海上運送法上の認可等が必要であっても、国土交通大臣に遅滞なく届出を行えばよいものとする。

観光地域づくりプラットフォーム支援事業

H23要求額：542,000千円

国土交通省 観光庁

観光圏において、様々な滞在型観光の取組みを推進し、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進しつつ、着地型旅行商品の企画・販売、人材育成等を行う取組を支援していく。

観光地域づくりプラットフォームのイメージ

観光地域づくりプラットフォーム

- 地域資源を活用した着地型旅行商品を地域の外に向かって販売するため、市場と地域をつなぐ窓口組織。
- 観光産業だけにとどまらず、地域の幅広い関係者（農林水産業、商工業、行政、NPOなど）が参加。

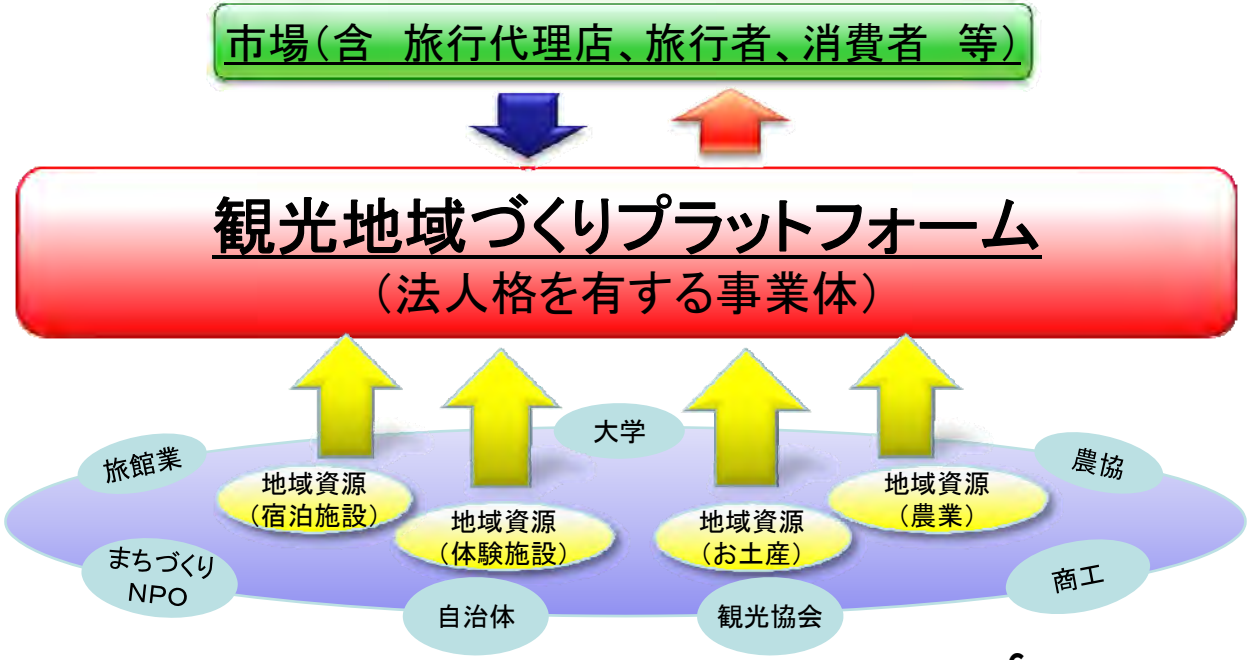

支援制度の概要

（1）設立準備段階（1か年）

観光圏において、「観光地域づくりプラットフォーム」が着地型旅行商品の販売等のワンストップ窓口として持続的に機能していくための事業計画の策定に対する補助

- 補助対象事業：計画策定（ワークショップ開催等）
- 補助対象者　：観光圏整備法に基づく協議会
- 補助額　　：500万円（定額補助）

（2）運営初期段階（原則2か年）

認定を受けた観光圏整備実施計画に基づき「観光地域づくりプラットフォーム」が実施する事業に対する補助

- 補助対象事業：商品企画開発・販売促進、体験・交流・学習促進、人材育成、情報提供、宿泊魅力向上、イベント開発、交通整備、モニタリング調査
- 補助対象者：法人格を有する「観光地域づくりプラットフォーム」
- 補助額　　：事業費の4割

平成 25 年度予算概算要求の概要

（２）観光を核とした地域の再生・活性化

○観光地域ブランド確立支援事業【新規】　（観光地域振興課）

要求額　２４５百万円

国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域の取組段階に応じ、地域独自の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組みを支援する。

具体的には、地域の取組段階に応じて、以下の取組を支援。

（１）目指すべき地域の将来像の策定、マーケティングの実施等を通じたブランド戦略の構築。

（２）ブランド戦略に基づき、来訪者の豊かな旅行を支える応接環境の整備、地域資源の価値を最大限に活かした空間の形成、取組の恒常的実施・改善を通じたブランド管理等の実施。

また、観光地域ブランド確立支援事業の取組効果を最大限に発揮するため、補助事業について、第三者委員会による事前・事後評価等を実施する。

支援事業イメージ

観光地域づくり
プラットフォームを
有する観光圏

支援

ブランド観光地域

地域独自の価値を活かした「ブランド」が確立された
日本の顔となる地域を評価し登録

※ 観光圏整備法に基づく基本方針の見直しを実施するとともに、「ブランド化」に係る評価を通じた登録制度も別途創設予定

支援制度の概要

観光地域ブランド化基盤づくり支援

○観光圏の取組みが一定程度地域に浸透し、かつ、地域独自の価値を戦略的に創出・提供することにより、「ブランド」の評価の確立を目指す地域
- 補助対象事業：ブランド戦略の策定（マーケティング調査、満足度調査、ターゲット・ポジショニングの設定、ブランドイメージの設定等）
- 補助対象者：地域のマネジメントを中心的に担う民間団体等
- 補助額：上限５００万円

↓

観光地域ブランド化確立支援

○ブランド戦略を策定の上、ブランドの維持・向上に向けたアクションプランに基づき事業を実施する地域
- 補助対象事業：
  ① 地域らしさを演出する地域独自の空間の形成（まちなみ等に配慮した色彩の統一、移動の利便性向上の取組等）
  ② 来訪者の豊かな旅行を支える応接環境の整備（ワンストップ受入環境整備、ブランドイメージを支える滞在プログラムの造成等）
  ③ 取組の恒常的実施・改善を通じたブランド管理（品質管理・保証システムの構築、満足度調査、戦略的プロモーション等）
- 補助対象者：地域のマネジメントを中心的に担う民間団体等
- 補助額：事業費の５割

※ 関係省庁の施策と連携し、効果的な取組みを促進

旅行業法施行規則の一部改正について

国土交通省 観光庁

観光を取り巻く環境の変化

背景

地域の観光資源の活用や多様化する観光客のニーズへの対応の観点から、地域独自の魅力を活かした地域密着型の旅行への期待の高まり。

施策の方向性

いわゆる「着地型旅行」(※)の商品提供のための取組が必要。

(※)「着地型旅行」とは、旅行者を受け入れる地域(着地)側が、地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを旅行者へ提供する旅行形態。

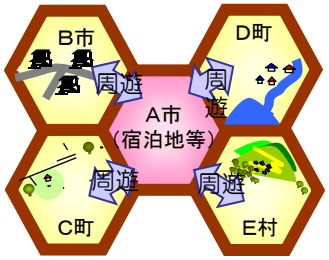

島のガイドツアー

ブランド芋の大収穫祭

改正内容

1. 地域限定旅行業の創設

旅行業の類型	募集型企画旅行(パックツアー)		受注型企画旅行(修学旅行等)	手配旅行(チケット手配等)
	(海外)	(国内)		
第1種	○	○	○	○
第2種	×	○	○	○
第3種	×	△(隣接市町村等)	○	○
地域限定	×	△(隣接市町村等)	△(隣接市町村等)	△(隣接市町村等)

国内の隣接区域に限定

営業保証金	基準資産
7,000万	3,000万
1,100万	700万
300万	300万
100万	100万

区域限定に伴う引き下げ

2. 事前収受金20%制限の撤廃

○ 第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施する場合の事前収受金の制限(旅行代金の20%相当額以下)を撤廃し、募集型企画旅行をより取り扱いやすくする。

資料３

道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表

大分類	Ｂ　農林水産業の振興

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
							分野別審議へ	１次整理
農業の振興 〈就農促進〉	3501B 農地の権利移動に係る土地規模の制限の緩和	北海道については、取得後の農地又は採草牧草地の面積が２ヘクタール以上でなければ、農地の権利移動の許可を受けられないことから、より就農・営農しやすくするために、土地規模の制限（２ｈａ以上）を緩和する。	○就農・営農にあたっての農地取得において、農地又は採草牧草地の所有権等の権利を移動する場合は、農地法第３条第１項に基づき、農業委員会の許可を受けなければならない。 ○北海道については、農地法第３条第２項第５号により、取得後の農地又は採草牧草地の面積の合計が２ヘクタール以上でなければ、農地法の許可が受けられないものと定められている。 ○ただし、農地法第３条第２項第５号では、市町村の農業委員会が、国の基準に従い、市町村の区域において別段の面積を定め、公示したときは、その面積以上であれば農地法の許可が認められており、別段の面積の単位はアールとし、その面積は１０アール以上とされていることから、現行法において、提案の趣旨である土地規模の制限緩和は可能である。 ○道内では、４４の市町村において、別段の面積が定められている（平成２４年３月現在）。 【関係法令】 ■農地法 （第３条第１項） 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。　〈以下、略〉 （第３条第２項） 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。 〈中略〉 五　第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜	○現行法令により対応可能	【メリット】 ○より小規模な農地の権利移転が認められることにより、就農、営農がしやすくなる。 【デメリット】 ○特になし	農） 農地調整課		○
							１次で整理する理由等	
							② 農地法第３条第２項第５号に基づき、市町村の農業委員会が、国の基準に従い、市町村の区域において別段の面積を定め、公示することによって、農地の権利移動に係る土地規模の制限緩和を行うことができることから、現行法令での対応が可能である。	

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応方向	
							分野別 審議へ	１次 整理
			の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール（農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積）に達しない場合 ■農地法施行規則 （第２０条） 法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　設定区域（農業委員会が法第三条第二項第五号の規定に基づき別段の面積を定める区域をいう。第三号及び次項において同じ。）は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。 二　農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は十アール以上であること。 三　農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草牧草地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること。					

＜過去の類似提案＞　※H19.10.19 第６回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	理由等 国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他	理由等	関係部課	個票番号
耕作放棄地の解消	農地取得下限面積の引き下げ	農地取得の下限面積を引き下げる。	1	0		○			・構造改革特区で緩和されていた農地の権利取得要件である下限面積の特例については、平成17年９月から全国展開が行われ、耕作放棄地の多い地域において、地域の耕作規模の状況等に応じ、最低10ａ［改正前：都府県50a、北海道2ha以上］まで下限面積を緩和することができることとなった。	農） 農　地 調整課	3041C

＜過去の類似提案＞　※H19.10.19 第６回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	個票番号
土地利用一般 〈地方裁量範囲の拡大〉	農地転用許可等の権限移譲	農地転用に係る農林水産大臣協議・許可権限を知事の権限とする。	4	4	・農地法により、農地等を転用する場合に、面積が4ha以下は知事の許可、4haを超える場合は大臣の許可が必要（§4①：農地転用、§5①：権利移動を伴う農地転用）であり、また知事許可案件のうち2ha以上4ha以下は当分の間、あらかじめ大臣に協議が必要（附則②）。 ・北海道における農地転用許可の実績（平成17年度） 道全体 1,554件 840ha （うち農水大臣許可　6件　34ha） （うち農水大臣協議 34件 100ha） ・大臣転用事案の標準処理期間 ６週間（道３週間、国３週間）	・農地法§4及び§5に基づく大臣許可権限を知事に移譲し、農地法附則②に基づく大臣協議を廃止。	【メリット】 ・農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。	農） 農　地 調整課	2008 C 2010 C 2034 C 3041 C

⬇

本提案は、第２回答申（平成１９年１２月１８日）に「国土利用の規制権限の移譲」として盛り込まれ、国に提案。

＜過去の類似提案＞　※H20.2.6 第13回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	理由等 国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他	理由等	関係部課	個票番号
地域活性化 〈道民に対する優遇措置〉	移住促進	農地を農業従事者以外の者が取得することは難しく、農振地域は建築規制も厳しいため、耕作放棄地の農振を解除し他の用途に使えるようにする。	1	1		○			・農振法では、農用地等として利用すべき地域を農用地区域として定めることとされており、一般に農用地区域からの除外については法令の定めるところによることから、耕作放棄の事実をもって除外することは困難。 ・また、農地法では、農業以外での農地の権利移動を原則として排除するものであるが、農地転用許可制度により一定の要件を満たした農地の他用途利用が認められる。 ・農業者以外の者が、農用地区域内への移住を希望する場合には農振の除外が必要であり、市町村が農振法の規定に基づいて「地域の農業の振興に関する計画」を定めるか、優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づく「優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針」を定めることにより可能となる。	企） まちづくり支援室 農） 農　地 調整課	1201H

＜過去の類似提案＞　※H22.1.22 第34回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	個票番号
				重複除く					
土地利用一般 〈地方裁量範囲の拡大〉	農用地の活用	耕作放棄地が多く田畑として再生が難しいのに農用地に指定されているために他に転用するのが難しいケースが多い。 土地の有効活用を促進するため市町村にもっと権限移譲を促進する。	1	1	（農業振興地域の指定） ・　農振地域内における農用地区域は、市町村が今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として位置付けた土地であり、農用地区域内での転用は原則不可。 ・　農地は農業生産の基盤として限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源でもあることから、現況が耕作放棄地等であっても、将来を見据えた農用地としての利用の必要性を勘案することとされ、安易に農用地区域から除外して転用することは適切ではないとされている。 ・　農用地区域の変更主体はもともと市町村の権限であり、国又は知事が自ら指定の除外等を行う制度ではない。 （過去の道州制特区提案との関係） ・　北海道は平成２０年３月に以下のとおり道州制特区提案を行っている。 農地法第４条、第５条に係る４haを超える農地の転用の許可権限を農林水産大臣から特定広域団体の長たる道知事に移譲する。 農地法附則第２項の規定による、２haを超え4ha以下の農地を農地以外のものにる行為の農地法第４条、第５条の許可に係る農林水産大臣に対する協議の廃止。 ・　一方、国では平成２１年６月に農地法等の改正を行い（１２月に施行）、農地の効率的な利用を進めて遊休農地の解消等を図るため、農地の権利を有する者の責務の明確化と農地利用者の確保・拡大等を図る一方で、農地面積の減少を抑制し農地を確保するためとして、農地転用許可基準の強化、違反転用に対する処罰強化、都道府県が行う２ha以下の転用許可事務の適切な処理の要求を内容とする農地転用規制の厳格化を行っている。 ・　道からの道州制特区提案については、このような法改正の動きを勘案し、「(農地転用に係る道からの道州制特区提案については）新農地法の施行後５年を目途として、同法の施行状況を勘案して検討」するとの政府の対応方針が平成２１年３月に示されている。 （次頁につづく）	農地法、農業振興法の改正	【メリット】 ・農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。 ・地域の実情に即した土地利用の促進が期待される。 【デメリット】 ・　農業生産の基盤として限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源でもある農地の転用が安易になされる危険性。	農） 農　地 調整課	1417 C

＜過去の類似提案＞

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	個票番号
					（前頁からの続き） （農地に係る市町村への権限移譲） ・　農地法に規定する２ha以下の転用許可事務（農地法第４条・５条）及び農振法の開発行為の許可事務（農振法第１５条の２）は、地方自治法第２５２条の１７の２第１項（条例による事務処理の特例）により、移譲を希望する全ての市町村に移譲することを可能としており、北海道における農地法及び農振法の権限移譲は他法令に比較しかなり移譲が進んでいる状況にある。 ・農地法 ４条、５条等・・道内１７９市町村中１００市町村に移譲済 ・農振法 １５条の２・・・道内１７９市町村中１１６市町村に移譲済 ※２haを超え４ha以下の農地転用は農林水産大臣への協議、同じく４haを超えるものは農林水産大臣の許可が必要であることから、２haを超える農地転用について、特例条例による道から市町村への事務移譲の対象としていない。				

⬇

本提案は、第２回提案（平成２０年３月３１日）の「国土利用の規制権限等の移譲」と同内容につき、国に提案済とされ検討されず。

※なお、農地法に基づく権利移動の許可権限については、第２次一括法により、都道府県から市町村農業委員会に法定移譲された（H24.4.1）

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
							分野別審議へ	１次整理
農業の振興 〈就農促進〉	3502B 無農薬による就農を促進する制度の創設	昨今の農業情勢は厳しく、離農や高齢化などによる後継者難は深刻な問題となっている一方で、就農したくてもできない人が少なからずおり、講習会や就農イベントなどの盛況ぶりもそれを物語っている。 また、無農薬による農業に対する関心も一般的に高くなってきている。 この矛盾を解決するため、無農薬による就農を促進する制度（研修や資金制度）を早急に設ける。	○道では、環境負荷の低減を図ると同時に、化学合成農薬と化学肥料を基本的に使用しない有機農業の拡大を図る取組を推進しており、具体的には、地域ぐるみによる取組を図るためのネットワークの構築や情報交換会の実施、参入促進を図るための手引きの作成、参入相談の実施、研修に関する情報提供などに取り組んでいる。また、有機農業の推進に関する法律に基づき道が策定した「北海道有機農業推進計画」（平成20年3月）では、有機農業に取り組む農家戸数の目標について、平成25年度において1,300戸（H23：355戸）を目指している。 ○しかしながら、有機農業は栽培技術が確立していないため、経営（収益）が安定せず、また、生産技術の習得が難しいこと、除草作業などの労力の負担が大きいこと、土づくりなどの生産基盤が整うのに長期間を要すること、販路の確保が難しいことなどから、有機農業に取り組む農家数は伸び悩んでいる。 ○一方、農業を取り巻く環境が大きく変化している中、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進展しており、本道において持続可能な農業を実現するためには、新規就農者の育成・確保が緊急の課題となっている。 ○新規就農者の育成・確保については、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」（以下「青就法」という。）において、都道府県青年農業者等育成センター（本道は（公財）北海道農業公社）が行う就農支援資金の貸付や就農相談業務、国及び都道府県による援助などにより実施してきたところであるが、<u>これらの対応について、農法等による区別はなく、有機農業も含め対象者は「新たに就農をしようとする青年等」となっている。</u>さらに、国では平成２４年度より就農を目指す研修生及び経営が不安定な新規就農者の所得を確保するための給付金制度を実施している。 《就農支援資金（無利子）の貸付け》 ◇就農研修資金 農業技術を習得するための研修に必要な資金 ・貸付限度額　月額１５万円、最大４年間 ◇就農準備資金 就農先の調査や資格の取得など就農の準備に要する資金 ・貸付限度額　２００万円 ◇就農施設等資金 経営を開始する際の機械の購入費、施設の設置費、農業機械・資材等の購入資金 （貸付限度額） ・40歳未満　3,700万円（2,800万円を超える場合は事業費の1/2） ・40歳以上　2,700万円（1,800万円を超える場合は事業費の1/2）	○現行施策の推進で対応可能	【メリット】 ○有機農業への就農等を促進することによって、安全かつ良質な農産物を求める消費者の需要に応えられる。 【デメリット】 ○有機農業は栽培技術が確立されていないため、収穫量などが気象状況に左右され、経営（収益）が安定しない。	農） 食品政策課 農業経営課		○
							１次で整理する理由等	
							③ 有機農業の拡大を図る取組の推進については、特に法的な措置は必要がないと考えられ、道州制特区制度にはなじまない。 なお、道では、参入促進を図るための手引きの作成、参入相談の実施などに取り組んでいるところ。 また、新規就農者の育成・確保を目的とした青就法に基づく就農支援資金の貸付や就農相談業務などは、農法等による区別はなく、有機農業も含め対象となることから、現行施策の推進で対応可能である。	

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対応方向 分野別 審議へ	対応方向 １次 整理
			《償還免除制度》 就農支援資金のうち、就農研修資金及び就農準備資金を借り受けた者が、５年以上継続して就農し、さらに資金の償還時に就農を継続している場合に、当該資金の償還を免除 ・最大通算免除額：対象資金の借り入れ合計額の３分の１（200万円を上限） 《新規就農総合支援事業》（平成24年度より） ◇青年就農給付金（準備型） 都道府県農業大学校等の農業経営者育成教育機関や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける場合、４５歳未満で就農する者に対し、研修期間中について年間１５０万円を最長２年間給付 ◇青年就農給付金（経営開始型） 市町村の人・農地プラン（地域農業マスタープラン）位置づけられている（又は位置づけられていると見込まれる）４５歳未満の独立・自営就農者について、年間１５０万円を最長５年間給付 【関係法令等】 ■有機農業の推進に関する法律 （第２条） この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。 （第７条） 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（次項において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。 ■北海道有機農業推進計画（平成２０年３月・北海道農政部） 《「はじめに」から抜粋》 有機農業は、環境と調和のとれた北海道農業の推進、環境への負荷の低減や生物多様性の保全に資するとともに、より安全、安心な農産物を求める消費者ニーズへの対応（中略）、北海道農業が消費者の信頼を得て、持続的に発展していくための進むべき一つの道として、時代の要請となっている（後略）。					

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
							分野別審議へ	１次整理
農業の振興 〈農業生産力の向上〉	2504B 農業高等専門学校の設置認可権限の移譲	高等専門学校の設置廃止等の認可権限を文部科学大臣から北海道知事に移譲し、道内に農業の高等専門学校を設置する。	○農業に係る高等専門学校は全国的に設置されていない。 ○道内で農業に関する学科を設置している高校は、道立１７校、市町村立８校の計２５校である。 ○専攻科（高校卒業後２年間の課程）を置く農業系の高校は、道内に２校ある。 ○学校教育法の規定により、高等専門学校の設置廃止等の認可権限は文部科学大臣にある。 【関係法令】 ■学校教育法 （第４条第１項） 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。 一　公立又は私立の大学及び高等専門学校　　文部科学大臣 二　市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校　　都道府県の教育委員会 三　私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校　　都道府県知事 （第１１５条第１項） 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。	○道州制特区推進法を改正し、学校教育法の特例を設け、文部科学大臣の高等専門学校設置認可権限を道知事へ移譲 ○新たな高等専門学校を設置するための多額の予算措置や人材の確保等が必要 （高等専門学校には、教諭ではなく、教授・准教授の配置が必要）	【メリット】 ○知事への権限移譲によって、市町村にとっては、認可権者がより身近になる。 ○道自らの施策として農業高等専門学校の設置が可能となる。 ○道内において有能な農業者を生み、ひいては本道農業の活性化につながる。 【デメリット】 ○道には、高等専門学校設置認可に係る事務の蓄積もなく、認可申請自体もまれであるため、道への権限移譲によって、認可事務に時間等を要するおそれがある。 ○道内での新たな高等専門学校の設置については、多額の予算措置や人材の確保などの負担が大きい。	教） 高校教育課		○
							１次で整理する理由等	
							④ 道内での農業高等専門学校の設置については、認可権限が国にあることが支障となっているのではなく、ニーズ面や多額の予算措置、人材確保などの負担が大きいことの方が課題になるものと考えられる。	

＜過去の類似提案＞　※H19.10.19 第６回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		理　　由　　等					関係部課	個票番号
				重複除く	国の専掌事項	現行法令で対応可能	現行施策の推進で対応可能	その他			
農業の振興 〈農業生産力の向上〉	教育機関整備・資格制度導入	農業高専などの教育機関を整備するとともに、資格制度など制度的な参入支援を行う。	1	1			○		・道立農業大学校を平成18年度から学校教育法に基づく専修学校とし、４年制大学への進学を可能とするなど、教育の充実強化に努めているほか、本道では認定農業者制度が有効に活用されている（参考：デンマークのグリーンカード制度［農業国家資格・30ha以上の農地に義務付け、農業専門学校の運営費補助など、各種優遇措置あり］）。 ・新規参入については、北海道農業担い手育成センターが中心となり、就農の条件整備等を行っている。	農） 農　業 経営課	1016B

※「１次で整理する理由等」欄の区分　～　①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
				重複除く					分野別審議へ	１次整理
農業の振興 〈その他〉	3503B 口蹄疫対策としてのトランスファーファクター（免疫情報伝達物質）の活用	抗ウィルス剤の「トランスファーファクター」が偶蹄類家畜の免疫力を高めて、ウィルス感染予防等の対策になることで、口蹄疫対策として活用できる。 （以下、製品名等を記載） ※トランスファーファクターは、天然に全てのほ乳類や鳥類の体内に存在する免疫についての情報を届ける非常に小さな伝達分子である。 この分子は種族をこえて有効であるとされ、多くの研究データに基づき免疫療法や代替医療に現在では役立てられており、米国の会社が、健康補助食品として製品化している。（提案者提出資料から抜粋）	1	1	○口蹄疫とは、牛・豚などの偶蹄類家畜に感染するウイルス病で、感染した家畜は、口腔内や蹄に水疱を形成するなど、その伝染力の強さから国際的に最も恐れられている家畜の伝染病である。 ○国際的には、治療することなく摘発・淘汰することが防疫の基本とされており、原則、ワクチンは使用しないが、摘発・淘汰のみではまん延防止が不可能な場合に限りワクチンを使用する。 ○口蹄疫の防疫については、家畜伝染病予防法に基づき実施されるが、具体的な内容については、同法第３条の２の規定に基づき作成された「口蹄疫防疫指針」に従い実施される。 ○上記指針の中で、抗ウイルス資材として、以下のとおり規定されている。 ＊口蹄疫防疫指針（抜粋） 第２　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備 １　農林水産省の取組 （７）周辺国で分離されたウイルスに対して有効なワクチンに関する情報を収集した上で、必要な事態になったときに活用できる可能性の高いワクチンを検討し、必要十分な量を備蓄する。 （８）豚に感染した場合に排出されるウイルス量を軽減する抗ウイルス資材についても、必要十分な量を備蓄する。 第６　発生農場における防疫措置 １　と殺（法第１６条） （７）抗ウイルス資材が豚にのみ効果があることを踏まえ、豚の大規模飼養農場で口蹄疫が発生し、当該農場における迅速なと殺の実施が困難な場合には、動物衛生課と都道府県畜産主務課が協議し、当該農場の飼養豚に、抗ウイルス資材を投与する。 ○現在、上記指針に基づき、農林水産省では抗ウイルス資材を備蓄している。 ○提案された「トランスファーファクター」の牛や豚への口蹄疫ウイルスに対する免疫誘導効果について、これまで効果がある （次頁につづく）	○口蹄疫ウィルスに対する免疫誘導が可能なのかどうかを（独）農研機構動物衛生研究所で検証する必要がある。 ○提案されたトランスファーファクターの牛や豚への口蹄疫ウイルスに対する免疫誘導効果が科学的に証明されれば、「口蹄疫防疫指針」の改正が必要である。 ○薬理的な効能・効果を掲げるのであれば、場合によっては、薬事法に基づく動物用医薬品としての申請及び承認が必要である。 ○国家防疫上の観点から、抗ウイルス剤は、国が備蓄するのであって、財政的には国が措置する必要がある。	【メリット】 ○提案されたトランスファーファクターが牛や豚などの偶蹄類家畜の口蹄疫ウイルス排泄の低減に効果があるのであれば、まん延防止が期待される。 【デメリット】 ○特になし。	農） 畜産振興課		○
									１次で整理する理由等	
									① 口蹄疫等家畜伝染病の防疫は、国家防疫上の観点から、全国一律に実施されることを前提として、国の責任において検討すべきであり、特定の製品を口蹄疫対策として活用する提案については、道州制特区制度にはなじまない。	

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	関係部課	対応方向	
									分野別審議へ	１次整理
					とされた報告はないことから、国内唯一の家畜の海外伝染病研究機関である（独）農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所（以下、「（独）農研機構動物衛生研究所」という。）での検証及び科学的な議論が必要である。 ○なお、口蹄疫は、平成２２年４月、宮崎県において国内では１０年ぶりに発生し、被害は同年８月の終息までに、宮崎県内の牛・豚等の畜産農家２９２戸に及び、ワクチン接種家畜も含め約２９万頭が殺処分された。我が国は、平成２３年２月に国際的に清浄国として認定された。今回の発生の被害額は約2,350億円（宮崎県試算）とされ、これまで我が国が経験したことのない大きな被害となった。 【関係法令】 ■家畜伝染病予防法 （第３条の２） 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定するために必要な検査、当該家畜伝染病の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な消毒及び家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実施するための指針（以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。					

資料４

移譲済み４事務関連項目等に係る提案検討事項について

１．概要

国においては、道州制特区推進法に基づく「道州制特別区域基本方針」の計画期間が平成２３年度で満了することから、平成２４年２月、計画期間を平成２７年度まで延長したが、延長するに際して計画期間満了時の評価を行ったところ。

この中で、「一部の権限の移譲にとどまる場合は、国と道へそれぞれ申請が必要となる場合があることが課題」と指摘されたところ。

また、道が定める「北海道道州制特別区域計画」を更新する際に実施したパブリックコメントにおいて、「これまで移譲された事務が、事務の一部や特定分野に限定されており、更なる一元化が必要」との意見があったことから、「既に移譲を受けた事務について、更なる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進める」旨、上記計画に盛り込んだところ。

このため、道では、現在、移譲済み４事務関連項目等に係る検討を行っているところ。

２．検討中の項目

項　　目	概　　要
商工会議所法に基づく定款変更の認可事務	○商工会議所の定款変更の認可事務については、平成１８年に道州制特区推進法が制定された際、一部が道に移譲されたが、現在も国（北海道経済産業局）が実施している事務があり、移譲は一部にとどまったままである。 ○国と道にそれぞれ申請が必要となる場合があることから、道に一元化することを検討する。 ○国の自己仕分けでは、地方に一律・一斉に移譲する事務（Ａ－ａ）として整理されている。
国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定と類似の事務	○「児童福祉法」「母子保健法」「生活保護法」に規定する左記の指定事務については、平成18年に道州制特区推進法が制定された際、道に移譲された。 ○国の自己仕分けで、地方に一律・一斉に移譲する事務（Ａ－ａ）として整理されている左記の事務と類似する事務（他の法律に規定する指定医療機関の指定等）について、道に移譲することを検討する。
調理師養成施設の指定と類似の事務	○調理師養成施設の指定に関する事務は、平成１８年に道州制特区推進法が制定された際、道に移譲された。 ○国の自己仕分けで、地方に一律・一斉に移譲する事務（Ａ－ａ）として整理されている他の養成施設（保健師、理学療法士、保育士等）の指定権限等を道に移譲することを検討する。
鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務	○鳥獣保護法に係る危険猟法のうち、麻酔薬を使用した捕獲の許可権限は、平成１８年に道州制特区推進法が制定された際、道に移譲された。 ○他の危険猟法（爆発物、劇薬等）を用いた捕獲の許可権限等を道に移譲することを検討する。
総合衛生管理製造過程（ＨＡＣＣＰ）の承認監視指導等の権限	○平成１６年に国に提案したが、国からは移譲困難との回答が示された。 ○しかし、その後の国の自己仕分けでは、地方に一律・一斉に移譲する事務（Ａ－ａ）として整理されている。 ○食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程（ＨＡＣＣＰ）の承認、監視指導等の権限を道に移譲することを検討する。

（注）国の自己仕分け～　国の出先機関の原則廃止に向けて、各府省が、自らが所管する出先機関の事務・権限を、「地方自治体へ移譲するもの」「国に残すもの」などの区分に仕分けを行ったもの。